

平成 29 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 100 号議案～第 124 号議案

平成 29 年 11 月 29 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 100 号議案	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号))	1 専決書 別冊
第 101 号議案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)	別冊
第 102 号議案	平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 103 号議案	平成 29 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 104 号議案	平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 105 号議案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	〃
第 106 号議案	平成 29 年度 舞鶴市水道事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 107 号議案	平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 108 号議案	平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 109 号議案	平成 29 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 110 号議案	舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例制定について	3
第 111 号議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
第 112 号議案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	8
第 113 号議案	舞鶴市立図書館条例の一部を改正する条例制定について	9

第 114 号議案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	11
第 115 号議案	舞鶴市老人介護支援センター条例を廃止する条例制定について	12
第 116 号議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	13
第 117 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市南デイサービスセンター)	14
第 118 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市加佐デイサービスセンター)	16
第 119 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市中デイサービスセンター)	17
第 120 号議案	工事請負契約について((仮称)舞鶴こども園整備工事)	18
第 121 号議案	工事請負契約について(西浄化センター電気設備工事)	20
第 122 号議案	土地改良事業の施行及び変更について	22
第 123 号議案	字の区域及び名称の変更について	28
第 124 号議案	市道路線の認定及び廃止について	38

第 100 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 29 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)(専決第 15 号)

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 103 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 110 号議案

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例制定について

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和 27 年法律第 119 号)第 2 条第 4 項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第 5 項に規定する契約者及び同条第 6 項に規定する軍人用販売機関等(以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。)が所有する軽自動車等(舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号。以下「市税条例」という。)第 80 条第 1 項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に対する軽自動車税の賦課徴収について市税条例の特例を定めるものとする。

(税率)

第 2 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等で次の各号に掲げるものに対する軽自動車税の税率は、市税条例第 82 条の規定にかかわらず、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車 年額 500 円

(2) 軽自動車

ア 2 輪又は 3 輪のもの 年額 1,000 円

- イ 4輪以上のもの 年額 3,000 円
 - (3) 2輪の小型自動車 年額 1,000 円
- (徴収の方法)

第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、市が発行する証紙を購入することによって、当該軽自動車税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収について舞鶴市市税条例の特例を定めたいので提案する。

第 111 号議案

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「という。)」の右に「(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の右に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日

において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「すること」の右に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第17条第2項の表中

「

第25条第1項	給料の月額	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額
第25条第1項及び第2項	1週間当たりの勤務時間	勤務時間条例第2条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間
第25条第1項	得た額と	得た額に算出率を乗じて得た額と
第25条第2項	得た額	得た額に算出率を乗じて得た額
第30条第4項	給料	給料月額を算出率で除して得た額
第30条第5項及び第30条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則

」

を

「

第30条第4項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに
---------	-----	---

第 30 条第 5 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 30 条第 6 項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
第 30 条の 4 第 3 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員がその養育する子の 2 歳到達日まで育児休業をすることができる場合を規定する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 112 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

第 14 条第 3 項中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

性同一性障害等に配慮し、印鑑原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を削除したいので提案する。

第 113 号議案

舞鶴市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市立図書館条例の一部を改正する条例

舞鶴市立図書館条例(平成元年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 16 条」を「第 14 条第 1 項」に、「置くことができる」を「置く」に改め、同条第 3 項ただし書中「補欠による」を「補欠の」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「協議会の委員(以下「委員」という。)」を「委員」に、「10 人」を「10 人以内」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

図書館協議会を設置するに当たり、図書館法の規定に基づき、委員の任命基準を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 114 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の右に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の右に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知)」を加える。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

内閣府令の改正に準じ、特定教育・保育施設が行う受給資格等の確認に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 115 号議案

舞鶴市老人介護支援センター条例を廃止する条例制定について

舞鶴市老人介護支援センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市老人介護支援センター条例を廃止する条例
舞鶴市老人介護支援センター条例(平成 9 年条例第 6 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

老人介護支援センターの事業を地域包括支援センターに集約するため、本条例を廃止したいので提案する。

第 116 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

「西運動公園」を「伊佐津川運動公園」に改める。

第 18 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

西運動公園の名称を伊佐津川運動公園に改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 117 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市南デイサービスセンター

所在地 舞鶴市字行永 1090 番地の 30

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人大樹会

代表者 理事長 大 橋 正 一

所在地 舞鶴市字安岡小字中山 1076 番地

3 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市南デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 118 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市加佐デイサービスセンター

所在地 舞鶴市字八田 962 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人成光苑

代表者 理事長 高 岡 國 士

所在地 大阪府摂津市千里丘三丁目 16-7

3 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市加佐デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 119 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市中デイサービスセンター

所在地 舞鶴市字余部下 1167 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人安寿会

代表者 理事長 堀 澤 昌 弘

所在地 舞鶴市字上安 481 番地

3 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市中デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 120 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

(仮称)舞鶴こども園整備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

275,292,000 円

4 契約の相手方

丸富・西工舎・丹和特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 10

株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

構成員 舞鶴市字引土 59

株式会社西工舎

代表取締役 丸岡 登

構成員 舞鶴市字宮津口 51

株式会社丹和

代表取締役 谷口 洋史

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

(仮称)舞鶴こども園整備工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 121 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

西浄化センター電気設備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

301,797,360 円

4 契約の相手方

池田・大一・丹和特定建設工事共同企業体

代表者 宮津市字滝馬 705 番地

池田電気株式会社

代表取締役 池田 憲治

構成員 舞鶴市字寺内 157

大一電気工事株式会社

代表取締役 成田 純司

構成員 舞鶴市字宮津口 51

株式会社丹和

代表取締役 谷口 洋史

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

西浄化センター電気設備工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

第 122 号議案

土地改良事業の施行及び変更について

下記の土地改良事業の施行及び変更について、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 87 条の 5 第 1 項及び同法第 96 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

土地改良事業(応急工事計画)の概要

事業名	事業施行場所	計画事業量
災害復旧事業(農地)	舞鶴市字上漆原地内	田 0.10ha
〃	舞鶴市字西方寺地内	田 0.06ha
〃	〃	田 0.04ha
〃	舞鶴市字大俣地内	田 0.10ha
災害復旧事業(農業用施設)	舞鶴市字上漆原地内	水路 22m
〃	〃	水路 150m

土地改良事業の変更の概要

事業名	事業施行場所	変更内容
基盤整備促進事業	丸田地区 (舞鶴市字丸田地内)	施行区域の変更 地区面積(ほ場整備) (変更前) 18.4ha (変更後) 18.3ha

提案理由

上漆原地区ほか2地区の土地改良事業の計画を定め、及び丸田地区の土地改良事業の計画を変更したいので提案する。

参 考

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 (第 1 項 略)

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

(第 1 号から第 4 号まで 略)

(5) 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。)又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ。)の復旧

(第 6 号及び第 7 号 略)

(急施の場合)

第 87 条の 5 第 85 条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第 2 条第 2 項第 5 号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

(第 2 項 略)

(土地改良事業の開始)

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

(第 2 項以下 略)

(土地改良事業の変更等)

第 96 条の 3 前条第 1 項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変

更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において 2 以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成)その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に 2 以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において 2 以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に 2 以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

(第 3 項以下 略)

(準用規定)

第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 4 項から第 7 項まで、第 36 条の 2 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合に

において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 2 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第 4 項中「組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、第 36 条の 2 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定

めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続(第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあつては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続)」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者(国及び都道府県を除く。)」と読み替えるものとする。

(第 2 項 略)

第 123 号議案

字の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、舞鶴市内の字の区域及び名称を下記のとおり変更する。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

字の区域及び名称の変更調書

字	小 字	地 番	付 記
丸田	湯ノ尻	447 の 1	一部
〃	〃	447 の 3	〃
〃	〃	448 の 1	〃
〃	〃	449 の 1	〃
〃	〃	450 の 1	〃
〃	〃	451 の 1	〃
〃	才田	1236	
〃	〃	1237 の 1	
〃	〃	1237 の 2	一部
〃	〃	1238 の 1	
〃	〃	1238 の 2	
〃	〃	1239	
〃	〃	1240 の 1	
〃	〃	1240 の 2	一部
〃	池ノ元	1243	〃

丸田	才田	1252	一部
〃	〃	1252 の 1	〃
〃	〃	1257	〃
〃	〃	1258	〃
〃	〃	1262	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字丸田小字竹ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	墓ノ下	491 の 4	
〃	〃	492 の 4	
〃	〃	498 の 6	
〃	〃	499 の 2	
〃	門戸	1172	
〃	〃	1173	
〃	竹ノ下	1229	一部
〃	〃	1230	〃
〃	〃	1233	〃
〃	才田	1240 の 2	〃
〃	竹ノ下	1241	〃
〃	〃	1245	
〃	〃	1246 1248]	
〃	才田	1252 の 1	一部
〃	〃	1253	〃
〃	〃	1257	〃
〃	〃	1258	〃

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字丸田小字池ノ元に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	墓ノ下	500	
〃	〃	501 の 2	
〃	〃	502 の 2	
〃	〃	503 の 2	
〃	〃	506 の 3	
〃	〃	507 の 2	
〃	〃	508 の 2	
〃	〃	509 の 2	
〃	嶋崎	511 512]	
〃	〃	513	
〃	〃	513 の 1	
〃	〃	514	
〃	〃	515	
〃	〃	516	
〃	藤六	517	
〃	〃	518	
〃	〃	519 の 1	
〃	〃	519 の 2	
〃	〃	520	
〃	〃	522	
〃	柴原	533 の 2	一部
〃	横枕	554 の 2	〃
〃	〃	555 の 11	〃
〃	〃	555 の 12	
〃	池ノ元	1163	一部
〃	〃	1164	〃

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字丸田小字松尾に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	柴原	533 の 2	一部
〃	横枕	553 の 1	〃
〃	〃	553 の 2	〃
〃	〃	554 の 1	
〃	〃	554 の 2	一部
〃	〃	555 の 1	
〃	〃	555 の 2	
〃	〃	555 の 3	
〃	〃	555 の 4	
〃	〃	555 の 5	
〃	〃	555 の 6	
〃	〃	555 の 7	
〃	〃	555 の 8	
〃	〃	555 の 9	
〃	〃	555 の 10	
〃	〃	555 の 11	一部
〃	松尾	557	
〃	〃	557 の 1	
〃	〃	558	
〃	〃	559 の 1	
〃	〃	560 の 2	
〃	〃	561 の 2	
〃	〃	562 の 3	
〃	〃	563 の 2	
〃	〃	564 の 2	
〃	〃	565 の 2	
〃	〃	566 の 3	
〃	〃	567 の 2	

丸田	松尾	568 の 1	
〃	〃	569 の 2	
〃	ヒシリ	652 の 3	
〃	横枕	672 の 2	一部
〃	〃	673 の 1	〃
〃	〃	673 の 2	〃

上記の土地及びその土地に介在する道路を字丸田小字大坪に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	大坪	664	一部
〃	〃	666 の 1	〃
〃	〃	667	〃
〃	〃	668	〃
〃	〃	668 の 2	〃
〃	〃	669 の 2	〃
〃	ハザマ	691 の 1	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字丸田小字横枕に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	五反畑	695 の 1	
〃	〃	695 の 乙	
〃	三反田	728	
〃	〃	729 の 1	一部
〃	〃	748	〃
〃	〃	749	〃
〃	〃	750	
〃	ナラノ木	751	
〃	〃	752	
〃	〃	753	

丸田	ナラノ木	754	一部
〃	柿ノ木	756	〃
〃	〃	757	〃
〃	〃	758	
〃	〃	759	
〃	〃	760	
〃	コブラ	761	
〃	〃	762	一部
〃	稲木場	788	〃
〃	〃	790	
〃	竹原田	791	一部
〃	〃	792	〃
〃	〃	793 794]	〃
〃	〃	795	〃
〃	〃	796	〃
〃	〃	797	〃
〃	〃	798	〃
〃	カリ又	965	〃
〃	〃	966	〃
〃	〃	968	〃
〃	一ノ向	969	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字丸田小字千原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	三反田	729 の 1	一部
〃	〃	730 の 1	
〃	〃	739	

丸田	三反田	740	
〃	〃	741	
〃	〃	743 の 1	
〃	〃	744	
〃	〃	745	
〃	〃	746	
〃	〃	747	
〃	〃	748	一部
〃	〃	749	〃
〃	ナラノ木	754	〃
〃	柿ノ木	756	〃
〃	〃	757	〃
〃	コブラ	762	〃
〃	〃	763 の 2	〃
〃	〃	766	〃
〃	北ヶ由里	782	〃
〃	〃	783	
〃	〃	784	
〃	〃	785	
〃	稲木場	786	一部
〃	〃	787	〃
〃	〃	788	〃
〃	〃	789	
〃	北ヶ由里	813	
〃	〃	814	
〃	〃	815	

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字丸田小字竹原田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	コブラ	762	一部
〃	〃	763 の 1	
〃	〃	763 の 2	一部
〃	〃	764	
〃	〃	765	
〃	〃	766	一部
〃	〃	767	
〃	〃	768	
〃	〃	769	
〃	〃	770	
〃	〃	771	
〃	〃	772	
〃	〃	773	
〃	〃	774	
〃	北ヶ由里	775	
〃	〃	775 の 2	
〃	〃	776	
〃	〃	778	
〃	〃	779	
〃	〃	780	
〃	〃	781	
〃	〃	782	一部
〃	稲木場	786	〃
〃	〃	787	〃
〃	一ノ向	929 の 3	〃
〃	カリ又	957	
〃	〃	958	
〃	〃	959	

丸田	カリ又	960 の 1	
〃	〃	960 の 2	一部
〃	〃	961 962]	〃
〃	〃	965	〃

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字丸田小字岩鼻に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	千原	708	一部
〃	カリ又	960 の 2	〃
〃	〃	961 962]	〃
〃	〃	963	
〃	〃	964	
〃	〃	965	一部
〃	〃	966	〃
〃	〃	967	
〃	〃	968	一部

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字丸田小字一ノ向に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
丸田	池ノ元	1247	一部
〃	〃	1250 の 1	〃
〃	〃	1250 の 2	〃

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字丸田小字才田に変更する。

備考 地番は、平成 29 年 9 月 29 日現在のものである。

提案理由

丸田地区に係るほ場整備事業の実施に伴い、同地区の小字の区域及び名称を変更したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(第 2 項以下 略)

第 124 号議案

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
上安 2 号線	舞鶴市字上安小字町田 679 番 26 から	
	舞鶴市字上安小字町田 679 番 49 まで	

2 廃止する路線

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
三宅団地 20 号線	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1 まで	
三宅団地 21 号線	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1 から	
	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1 まで	

提案理由

上安地区の路線の市道認定及び北吸地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。